

文藝類纂

字志上  
柳原芳野編

卷一

和書門
四九五二〇號類
二二八函
一三八冊

173

內閣文庫
和書
四九五二〇號類
一三八冊

內閣文庫	
番號	和 49520
冊數	8 ( 1 )
函號	141 173



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



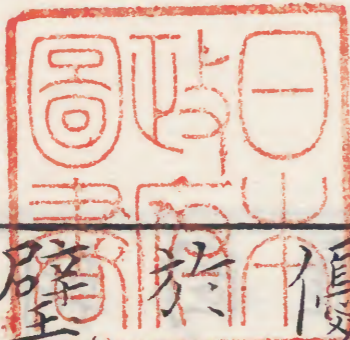
明治十一年一月

# 文藝類纂

文部省

文藝類纂序

家有璧玉。知其為至寶。無與之較。優劣者。則藏之匣中。而不深用意。拂拭磨礪之功。及聞隣人亦有。璧其光彩。或勝於我璧。始覺往時之怠。日夜拂拭磨礪。以求出乎其上焉。然則比較之智。所以發自奮。



之氣。而天之常生。可比較之物。則所以試其比較之智之具。與往昔朝鮮支那之學。入於本邦。與邦人固有之才相結。而為本邦之文藝。雖其行文用語。與二國不同。而至於彼此相較。東西相比。競其優。恥其劣。則與同文之國。莫大相異者。

本邦文藝之一時致隆盛者。雖由邦人天資之才。亦不得不謂比較競爭之力。與而有功也。及與隣國絕。本邦文執肆然而放。頽然而衰。近二百季。文運再興。千古有光。然以其所比較。獨止支那朝鮮。其競爭之志。猶未甚大也。及與歐米諸

國締交。西洋文軌。遠入於我邦。於是所比較之境界始大。而競爭之心方盛。得見本邦文藝之超越於前代。必在今日之後矣。夫文運之開。則世運之開也。造物者欲世運之益開。則宜使文運之開。如水之就下。日夜進而不止。而數百季間。

或進或退。或躊躇一處者何也。蓋天下之事。無專於進者。亦無專於退者。進十步。退五步。遂歸於進者。不獨文運為然也。然則本邦文藝之進於往古。退於中世。至今日。有將大進之勢者。亦天則之常。而不足異也。頃本省命榭原芳塾。使類

纂本邦文藝之事。上自往古。下至近代。分門四。為篇八。引證詳確。叙事簡明。於稽本邦之文藝。最必要之書也。是書所記。皆從來委棄匣中者。幸得可比較之文。執於歐米。為發競爭自奮之志。將新試拂拭磨礪之功。若得能發照乘之光耀。

海外諸州。則真可稱國之至寶也。  
明治十年十二月

文部大書記官西村茂樹撰



内田義脩書



一 全部分ちて三志とい字文學是なり末附をほ又文具志  
 を以てす其中筆墨造法の高木紹安の録をる所あり  
 一 編中援く所の書詳らり略あり詳ある者直に其文を  
 挙げ漢字及片假名平假名等一ふ原書に從ふ實を主と  
 して華を要せされなり  
 一字志中寫し載せし所れ古人の書の果して其真蹟  
 ること城證し難し雖只示をよ字體を以てせんこと  
 を欲それなり又片假名に至りては古書の傍訓を係

文藝類纂

例言

一 全部分ちて三志とい字文學是なり末附をほ又文具志  
 を以てす其中筆墨造法の高木紹安の録をる所あり  
 一 編中援く所の書詳らり略あり詳ある者直に其文を  
 挙げ漢字及片假名平假名等一ふ原書に從ふ實を主と  
 して華を要せされなり  
 一字志中寫し載せし所れ古人の書の果して其真蹟  
 ること城證し難し雖只示をよ字體を以てせんこと  
 を欲それなり又片假名に至りては古書の傍訓を係

文藝類纂

例言

文部省

一 者多く字體瑣細なるを以て皆謄寫せしめて之を摹  
 仿す  
 一 編中古人の傳を載る者多く略に從ふ文藝の史より  
 て古人の傳に非れはなり  
 一 音樂歌舞の技藝類纂中に載せんとい故に律法樂章皆  
 之を省く  
 一 卷中畫圖は北爪有郷狩野良信の摹寫せし所なり  
 一 此書主意唯文藝に止まるを以て古書編輯の事と略し  
 然らされは法律武術音樂等と混せさばことを得ざる  
 を以てなり

文藝類纂總目錄

卷一

字志上

卷二

字志下

卷三

文志上

卷四

文志下

卷五

學志上

卷六

學志下

卷七

文具志上

卷八

文具志下

文藝類纂總目錄畢

文藝類纂卷一目錄

字志上

字志總論

平假字及伊呂波論

片假字及五十音論

五十音圖諸體

五十音韻所生原始

日文及諸神字論并肥人薩人書及諸可疑古字

習字沿革

文藝類纂

卷一 目錄

文部省

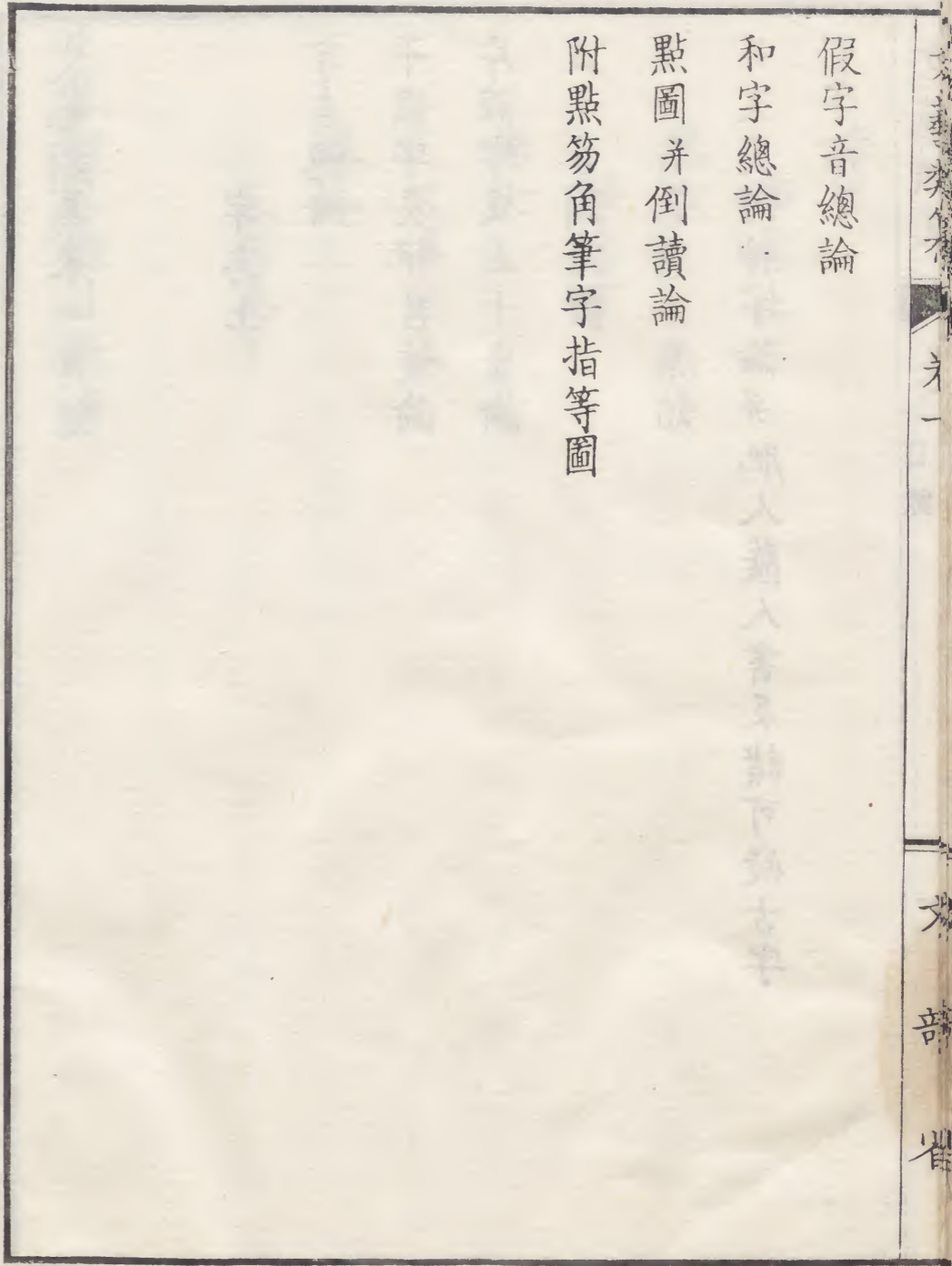


假字音總論

和字總論

點圖并倒讀論

附點笏角筆字指等圖



文藝類纂卷一

神原芳野 編

字志上

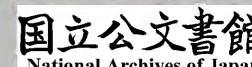
字志總論

我國大古<sup>ニ</sup>文字<sup>ハ</sup>ふ<sup>レ</sup>而<sup>シ</sup>て其文字ありといふハ彼の日<sup>ヒ</sup>  
 文<sup>ヲ</sup>及<sup>ビ</sup>天名<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>鎮<sup>ノ</sup>秀<sup>ノ</sup>眞<sup>ノ</sup>等<sup>ヲ</sup>を認めて上古の者と謂ふより起れ  
 り<sup>ニ</sup>日文等上古の者ふら<sup>レ</sup>とい<sup>ハ</sup>つとも是後世捏造せ<sup>レ</sup>者  
 等<sup>ノ</sup>の<sup>レ</sup>非<sup>レ</sup>近世<sup>ニ</sup>傳ふる上つ文ふ<sup>レ</sup>の類<sup>ト</sup>ハ異<sup>ル</sup>なり日文  
 等<sup>ノ</sup>の<sup>レ</sup>後<sup>ニ</sup>已<sup>レ</sup>人々知れる<sup>ル</sup>如<sup>ク</sup>齋部廣成<sup>リ</sup>古語拾遺  
 上<sup>ニ</sup>上古之世未有文字の語固證<sup>ハ</sup>へ<sup>レ</sup>大同の時已<sup>ニ</sup>文字

文藝類纂 卷一 部 卷

なりといふ若これあらば其字存せしといへとも其有無  
 に至りてハ一二の書豈これを傳ふる無らんや且殊に故  
 家の齋部氏に於きてをや且後世の書といへとも朝野群  
 載三 大江匡房宮崎記に我朝始書文字代結繩之政即創於  
 此朝此朝ハ應神  
 帝を申に又三善清行ハ昌泰四年革命勘文又上古  
 之事皆出口傳故代々之事應遺漏なともあり上古より百  
 事言語のみよて傳へし者よして檀原定都の後九百年餘  
 其間外國人の來るあれとも未文字を齋に來る者あらば  
 蘇那曷叱智天日槍等來るあれとも其頃ハ韓國にも未文  
 字あらばと見えて傳はれる者なり氣長足媛尊の新羅を

討ち給ひて韓國に往來をばこゝ多くなりてより差文字  
 も傳はりしなるへし然れとも書紀に封重寶府庫收圖籍  
 文書とあるハ前漢書の語を填めたるものよして例の神  
 武紀の漢文の詔と同一く信をへからば縱當時文字渡り  
 たりとも其頃未學習の法あらざりしなり書紀應神天皇  
 紀十五年秋八月壬戌朔丁卯百濟王遣阿直岐貢良馬二匹  
 云々阿直岐亦能讀經典即太子菟道稚郎師焉とこれ經典  
 を讀む始ふれし文字を用ふ事を通さば此頃より較自  
 由と得しハ聖德太子隋帝に遺れる書よても知れり然  
 れとも元來其語を同一くせざるを以て只其字音と假り



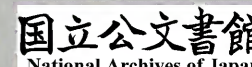
て我國語を綴りしこと有りけま<sup>と</sup>古事記の序に謂へ  
ら<sup>る</sup>如く全以音連者事趣更長と其煩を厭ひ<sup>し</sup>なるへ<sup>し</sup>  
然れども祝詞宣命古歌等ハ其語の違<sup>え</sup>さらん<sup>が</sup>を欲  
す<sup>る</sup>故に字の間々<sup>に</sup>借音字を加へて章をな<sup>し</sup>歌に至  
りてハ全く借音字にて書<sup>る</sup>こと古事記萬葉集の如<sup>し</sup>  
是後世假字の起<sup>る</sup>所なり其始ハ楷體<sup>より</sup>阿伊等<sup>より</sup>寫<sup>し</sup>  
し<sup>て</sup>阿を阿<sup>に</sup>作り伊を伊<sup>に</sup>作る<sup>る</sup>如き竟<sup>に</sup>其旁を省  
き<sup>て</sup>ア或<sup>は</sup>イ等の省文を用<sup>ひ</sup>てより片假字此<sup>は</sup>權輿<sup>に</sup>假  
字<sup>の</sup>こと又安以等の字を用<sup>ひ</sup>てこれを便<sup>に</sup>從<sup>ひ</sup>てこれを草  
體<sup>より</sup>安以等の體を書<sup>き</sup>て遂<sup>に</sup>流れてあ<sup>い</sup>とあり終

はあいの字を生<sup>じ</sup>せ<sup>し</sup>あり其作者諸書<sup>に</sup>數説ありとい<sup>ふ</sup>  
とも其字體ハ自致<sup>を</sup>と<sup>ころ</sup>あり<sup>し</sup>あり<sup>し</sup>へ<sup>し</sup>新井君美<sup>の</sup>  
同文通考<sup>中</sup>に釋日本紀を引<sup>き</sup>て曰<sup>く</sup>此説ニヨルトキハ  
伊呂波トイフ物ハ空海ノツクレリト云フ事徴トスヘキ  
コトハナレタ<sup>ゞ</sup>俗間<sup>ニ</sup>イヒツタフルノミナリ又其字體  
モ空海始テツクレルニハアラスタ<sup>ゞ</sup>古吾國ニ行ハレシ  
字體ヲ用<sup>ひ</sup>テ四十七ノ字母トナセシコトハ空海ニ起<sup>レ</sup>  
ルナルヘシ其字體ヲ見<sup>ル</sup>ニ多クハ異朝ニイハユル草法  
ヲ用<sup>ひ</sup>シ所ナリとい<sup>へ</sup>る當れり又古本催馬樂<sup>に</sup>眞字を  
以て書<sup>き</sup>し其間の假字<sup>の</sup>いと等の字を書<sup>き</sup>し朝野群載<sup>に</sup>載

もる宣命より此の如き類見えあるハ己に假字有る時おれと猶其平假字片假字の轉し成り來る濫觴と見るへい  
平假字及いろは

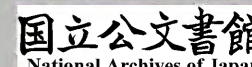
平假名及伊呂波四十七字の起れるハ世に傳へ言ふ贈大僧正空海より作れる所なりと然れとも其說確實ふら以釋日本紀一開題又問假名之起當在何世哉云々伊呂波者弘法大師作之由申傳歟此者自昔傳來之和字於伊呂波被作成之起也河海抄梅枝江談を引きて通本江談抄より見ゆ又藤中抄見ゆ云天仁二年八月日向小一條亭言談之次問曰假字手本者何時始起乎又何人所作哉答云弘法大師御作云々件事無

所見但大女御御自筆假字法華經供養之被行御八講講師南北英才相遞為導師高名清範慶祚等之輩各振富樓那之辯才之後源信僧都又勤此事說云日本國者誠雖為如來之金言唯以假字可奉書也弘法大師傳習諸真言梵字悉曇等密法之後寄四教法文作イロハニホヘド讚給以來一切法文聖經史書經典不離此讚文字イロハニホヘトノ字色ハ句ヘドト云心也此比已今の如くチリスルヲカふと稱へて今様の四句はハ唱へさり證り不説他事只以此一事令講而人々皆驚耳之由所傳聞也古人日記中在此事略下又曰伊呂波有三段イロハニホヘトチリスルヲ大安寺護命僧正作ワカヨタレツエヒモセス



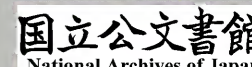
迄弘法大師作、作京或說慈覺大師と京字を加へるも舊  
一盛衰記四十八卷一卷毎にいろはを以て標と一京字を  
加へたり又倭假字反切義解の序に弘仁天長年中弘法大  
師釋空海造四十七字伊呂波云々日本紀纂疏序一問我應神  
時漢語東漸和字則起于弘法大師空海故上古未有文字而  
天神地祇之事傳世大可疑焉又僧頓阿の高野日記にも大  
師此山をきりひらかせ給ひて中略いろはの四十八字をを  
一へさせ給ひ一より末の世の人の助にもありぬときこ  
え侍り下略といへる世俗の言傳へ一まを記  
せばなり

然るに假字本末伴信友に凌雲集の仲雄王に空海に贈る  
詩を載せて飛流馴道眼動殖潤慈澍字母弘三乘真言演  
四句の句を引きて空海製造の證と以然れとも未確證  
とするに足らぬといふ字母ハ伊呂波を謂ふに非  
らず又幫滂等の支那後世の三十六字母にも非らば是  
空上人傳來の悉曇體文の字母を以て專三乘の意を闡  
明せられ一をいふ是毗盧舍那經の意よりて字門道と  
以て善巧の法門とせらるなり既に三代實錄天安三年三  
月十九日大僧都真雅の表にも所謂悉曇梵字者凡聖之  
教父人天之智母也所以學字相者廣生世間之庶智觀字



義者深證出世之妙智云々とらる是なり真言演四句ハ  
伽陀四句を謂ひ空上人の詩句と贊せしあり伽陀下ハ  
空海の遍照發揮性靈集の序即弟子真濟の文なり故毗陵胡  
伯崇歌云說四句演毗尼凡夫聽者盡歸依是亦上人の  
詩を贊せしなり伽陀とい此ハ偈といひ又四句とも稱  
を其體多く四句ある故あるハ一金剛經應化非真分  
ハも持於此經乃至四句偈等受持讀誦といひ翻譯名義  
の序ハも雪山大士求半偈而施身法愛梵志敬四句折骨  
等の語亦只四句とのみ稱する例なり若其字半あるハ  
其數奇あるときハ不足を補ひ字を加へて誦讀し便を

ることあり悉曇原十二字あるを形形ハの四字を加  
へし等はあり悉曇藏一曼陀羅禪師の傳を引きて此是  
外道師葉波跋那教婆多婆哥王以後四字足爲十四以王  
舌強故令王誦此字と原強舌を輒よるる爲といへし  
ハ是亦誦讀し便あるか爲あり以上援く所ハ據れハ其  
學ハ字母の義を以て三乘の法を弘通し吐く所の真言  
自四句の章を成を意よて四十七字八句の伊呂波を稱  
せしハ非也  
又大師年譜ハ據るハ假字の起れるハ空海より前と爲さ  
へき如しといへしハ是亦其是非を詳よせハ大師年譜



近年の著ふれと多く野<sub>山</sub>の古記と援用しと<sub>り</sub>或記云弘仁十年六月一日云々  
 大師令授與大工給<sub>印明</sub>同其夕方此真言令忘失仍實惠大  
 工奉問之處實惠カナノツキヤウアヤレ<sub>レ</sub>給<sub>テ</sub>高祖御前  
 詣奉問<sub>略</sub>又高野見問秘録曰弘仁十年己亥六月<sub>略</sub>同夕方  
 此真言各々忘失了仍實惠一大二大共奉問之所實惠假字  
 ノツキ様ヲ怪<sub>レ</sub>テ高祖御前詣兩明奉問云々此文真言<sub>ニ</sub>  
 假字と付けたる<sub>ニ</sub>伊呂波を即真言なりといふ<sub>ニ</sub>非<sub>ニ</sub>  
 假字本末<sub>ニ</sub>即これをい<sub>ろ</sub>は<sub>り</sub>と<sub>り</sub>て山槐記の次伊呂  
 波の文を援きて即假字を讀次<sub>く</sub>ありとせ<sub>し</sub>ハ非<sub>あり</sub>次  
 伊呂波<sub>と</sub>ハ悉曇十八章<sub>ニ</sub>倣<sub>ひ</sub>て此語を用<sub>ゐ</sub>る<sub>ニ</sub>て今

も密宗の僧の常語と以是摩多體文を次て續きて字を爲  
 きを以てなり上文又據れハ空海より前已<sub>ニ</sub>假字ある<sub>ニ</sub>  
 如<sub>し</sub>然れとも只野山所傳の記録<sub>より</sub>て文章拙劣おれ<sub>ハ</sub>  
 確證<sub>と</sub>ハ爲難<sub>し</sub>又其他天地麗氣記<sub>と</sub>ハ<sub>い</sub>ふ書を空海の撰  
 と<sub>り</sub>其中の文色葉の字あるを以て空海自作の假字を讚  
 揚<sub>せ</sub>し如く謂ふ者もあれ<sub>と</sub>是後世偽託の書<sub>より</sub>て取<sub>り</sub>  
 又足ら<sub>ば</sub>亦真跡の<sub>い</sub>ろは<sub>を</sub>傳<sub>ふ</sub>る者も亦真<sub>ニ</sub>大師の手  
 書<sub>とも</sub>定め難<sub>し</sub>古人も深く怪<sub>し</sub>む所<sub>より</sub>て愈其證<sub>とな</sub>  
 いか<sub>と</sub>又沙門行智の抄録書の中<sub>ニ</sub>一説を載<sub>せ</sub>たり曰  
 く或人の菅公ノ御作トモ云ヘリ此ハ伊呂波ノ踏文字ヲ

取り連ネテ讀ムキハヒかなくて一すト云ルニヨリ彼公  
 ノ大宰權帥ニテ無實ノ罪ニ覺シタマフコトヲ自作リ玉  
 フト云フモ非ナリト等の異説又至りてハ人を絶倒セ  
 むる又過き以前よりいへる如く常の假名を俗といふ漸  
 又草書よりして流れ來たる者ふまハ小大君の自道風  
 同波同のいろは等又變レ後竟又いろはとなれる如  
 く自出來りくる體より別又作者ある又非るへ故又  
 古ハ多く草假字と稱せしなり宇津保物語菊又めぐら  
 文しておくよさうらかかきつけて下枕草紙略ふ人の草假  
 字うきくる草紙とり出て御らん古古今序注顯昭又或説

貫之之草假字序詠テ淑望令書真名序又これを女てと稱  
 ふ宇津保物語國讓女手よてまゝ志らぬるまゝ人の云々と  
 云い又源氏物語梅枝又女手を心よいれてあらひさうり  
 又なやいへり又其首字を采りて此章の名とせしハ台記  
久安正月十二日今日今麻呂參御前依勅書伊呂波山槐記  
六年假名本未引く所余今日訪三藏院法印次伊呂波著聞集和歌  
部同御時の事二條院又いろはの連哥ありける又誰と  
 うやう句よりれいかるらん千秋萬歳とあふりける又此  
 次句よあるトよやほくへきよや侍侍云々かハ今宵あを  
 ハ子の日とかそへつ家隆卿の家よてこの連歌侍りけ



るよぬれよけり志ほくむあまの藤衣大進將監貞度といふ小侍つけ侍りける「ふきゆく風はほしてけるるふ人々」とみてるきゆく風を笑ひけれ略此頃己まいろはと稱をる目へ行もれなり

片假字及五十音

片假名ハ原省文略寫の爲ニ偏旁を去りて用ゐ始めし者と見えて古き書跡中ニ存する者一定の則なくして愈古きハ愈一定なり是一人の手ニ出て以て自ラ此字體をなしたるなり其權輿何時なるを詳しこれにこれを吉備真備右大將藤原長親法名明魏正作り創しといふ説あり倭假字反切義解

平頃序ノ夙聞太古之代未有漢字云々到於天平勝寶年中

右丞相吉備真備公取所通用下于我邦假字四十五字上即真字上を假用

せるを省偏旁點畫作片假字抑四十五字音響反阿伊字江

乎五字此乃天地自然之倭語焉是故豎列五字横列十字加

入同音五字爲五十字略又青蓮院の藏して世尊寺行經の

奥書ある以呂波本源より此事あり曰くふふ又片假名

といふ和ひとつ大吉備大臣のはしめて製せられし

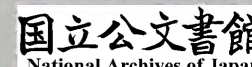
より古より言傳ト部兼俱の中略志うらら神代卷抄の聖武孝

謙二世の比し片假名おこれると心得へし其字の形を論

せり大略ハ梵字の體文の半體ニありひて漢字の扁作り

をわち又ハ其聲其訓を假りて用ゐル故ニ片假ふといふ  
 ふふるへハ群書一覽ニ多田義俊ハ以呂波聲母傳を引て  
 曰く孝謙天皇の御宇吉備大臣入唐して王化玄といふ人  
 ニ逢て日本の語をつふさふ語り給へハ王化玄これを音  
 ニ直してあいうえおかきくけこ等の相通をたて、吉備  
 大臣ニ傳ふ安以字の類ふるを大臣我國ニ歸りて後或ハ  
 偏を取りあるひハ旁をとりて略字ニ書ナシこれを片假  
 字といふ又曰く吉備公の手ニ成まほこと野府記ニ見え  
 たりとこれ片假字并ニ五十音圖共ニ其人の手ニ成れり  
 といふふり然れとも反切義解ニ又云世俗傳稱之云吉備

大臣倭假字反切此文の如く是世俗の所傳ニして此公渡  
 唐して百爾文物を載せ歸られハより動もそれハ附會の  
 談を設けて甚ハきハ竟ニ野馬臺詩を讀ミ圍碁を闘ミ  
 燈臺鬼ニ逢ふ等の話あるふ至る況て文學ニ至りてハ皆  
 其權輿を公ニ歸せ然れとも音博士を歴又唐國ニ學へる  
 人ニして豈我國古來四十七音なる字を故ニ二字を欠き  
 て同音の字ニて填むる事をせんや此時ハ未ニ南都盛ふ  
 るときニてこれより前の日本紀古事記此ときより下れ  
 る萬葉集ニ至りても四十七音判然として民間俚俗ニ至  
 るまで口ニ稱へ耳ニ聞くこと後世訛轉の音ニ慣ミ力を



勞してこれを分つゝ如くならん然るを字音を正しへき  
 圖よりて古人豈此杜撰あらん且公の續日本紀の音韻縮  
 篆等まで明なること見えたるは直に唐國の人を傳習し  
 てこれより前の人よりの殊に精密なるへきをや假字本  
 末の古の音の悉曇法に據らざりし故誤ふく此公の悉曇  
 法に據りて作れる未と其奥に至らざる故にキオの  
 差別は惑ありたらんと云るは凡て悉曇を知らざるより  
 かゝる論をいふ者なり此公又苟も悉曇に據りて作りな  
 らキオを欠き又キオの所屬を混むへきも非を且悉  
 曇の最澄空海歸朝後ふらていなきをとかく強て眞備の

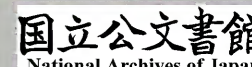
作とせんこして誤れたなり彼の反切義解の中古のもの  
 ふれと吉備公の作ありとの徴は取り難し又以呂波問  
 辨尾州八表山興正寺諦忍問寶曆年間の禪僧あり世上盛に用ル片假字ハ  
 吉備公ノ作ナリト云ヒ傳フ爾リヤ否答人口ニ專ラ言傳  
 フレトモ慥成書ニ所見ナレ仍テ決シテ吉備大臣ノ作ナ  
 リト落着シカタシ是ハ本阿伊宇江乎等ノ五十音ヲ漢字  
 ノ點畫ヲ取りテ作りテ早業ニ用ルモノナリ中略此五十字  
 門ハ儒家ノ書ニ出タルコトニ非ス元來專悉曇家ニ傳ル  
 所ニシテ梵字ナリ云々愚按スルニ吉備公時ハ眞言梵字  
 ノ學未備ハラス然ルトキハ此片假字ハ吉備ノ作ニ非ル

へしと此書諸説採るべき者少しといへとも此條を大に見る所ありといふへしさてかゝるなの名のものを見えしハ宇津保物語國譲さいつきよかゝるお云々又開一ツもろゝかんふひとつゝあいで云々狭衣上其ことりよ硯もとめて奉りたるしてゝうかゝふうゝらんなまで又三手そさひのやうよかゝるあよりき給ひて堤中納言物語むしめつかふいまゝうき給ひきりけれハかゝるんふよ姫君宇治拾遺物語三かゝるなの祓もしを十二うゝせて給りてよめと仰られけきいねこのこ此こねこ志ゝのこの志志とよみとりけきは又小世續一名宇治大納言等の語あり物語も載り文同

りて舊く用ゐし者ふまゝと其作者を誰よとも屬せりこ  
と能を以其一定ならざるハ字志の下に詳よ以

五十音圖諸體

片假字の下にいへる如く作者ハ的知をへからしといへとも空海歸朝悉曇傳播の後よあるへしそハ反切義解等よ載る順序ハ各異ふれと諸書殊よ多きハあいうえおの次叙あり然れとも法橋顯昭ハ袖中抄よ載るハアエオウイの序よして管絃音義ハ阿宇伊乎衣と列ね越後伊夜比子神の社司傳ふる所の五十音ハウオイエアなり假字本末よ引是皆故よ次序を變せし者よして天文本和名抄く所なり

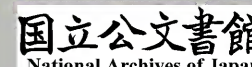


卷首釋日本記タチツラトの同五音也并反切義解等皆今の如く序より是悉曇十二字の長音と空涅槃とを去りたる者より決して他より移る者非詳は次の五音所生の篇に論其始ハ平假字片假字何よて書せしを知らしといへとも恐らくハ天文和名抄の如く眞字よて列ねしを後片假名よ轉せしり知るハからし且此法を設くること儒家の爲り僧家の爲りと疑えしけれし儒家ハ已に音博士ありて支那の音を傳へ一々所傳ありてこれを教へしふまハ此法を設けて音を律せしおどいなきことふるへし且此を次序せしハ中古こそあれ古ハ秘密の教として例の

密學の習ふれハ漫に在家の人の明めたるへきもあらさりけらし全く密家よて漢字音を讀まむり爲りさるへき悉曇師の作れりあるへし其豎行ハ前にもいへり如くアイウエオよ次てありら反切義解ハアワヤナタラハマカサと次て天文和名抄ハ羅摩阿可左多那波和夜と叙てするハ彼の出て來たる由を知らせしとの用意よて是亦例の秘する事を專よせし跡ふるへし今其異ある者を舉げて考證よ便せん

○管絃音義文治元年著 所載次序

阿字伊乎衣 訶俱幾故計 和字爲於惠



娑須志曾世

耶由以與衣

婆不比保遍

摩無美母免

羅留利呂禮

多都知土天

奈奴仁能禰

○天文本和名抄

字切切與反同音取下字又一行之中切取取下切

羅利留禮呂

摩彌牟咩毛

阿伊烏衣於

可扱久計古

左之須世楚

多知津天都

那爾奴禰乃

波比不倍保

和為有惠遠

夜以由江與

○倭片假字反切義解

群書類從卷四百九十五所収

上父字行豎下母字行橫其隅生子字

例 伊上文和下母反阿隅子

亦 也上文字下母反勇歸子

橫行歸父字豎行歸母字其歸生子字

例 阿上文和下母反阿歸子

亦 也上文勇下母反勇歸子

其五十音圖

□内五字序所謂同音五字是也改乎伊作於圍者空海

所為焉

ア イ ウ エ ヲ

ワ 伊 ウ エ ヲ

ヤ 伊 工 エ ヲ

ナニヌ子ノ

タチツテト

ラリルレロ

ハヒフヘホ

マミムメモ

カキクケコ

サレスセソ

○越後國蒲原郡伊夜比古神社に傳ふる所

假字本末  
後くところ

ハ	ニ	ヌ	子	ノ	ナ	ニ	ヌ	子	ノ
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
サ	レ	ス	セ	ソ	サ	レ	ス	セ	ソ
カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
マ	ミ	ム	メ	モ	マ	ミ	ム	メ	モ
タ	チ	ツ	テ	ト	タ	チ	ツ	テ	ト
ラ	リ	ル	レ	ロ	ラ	リ	ル	レ	ロ

假字本末  
 後くところ  
 〇越後國蒲原郡伊夜比古神社に傳ふる所  
 假字本末  
 後くところ

右神代文字推古天皇端正元己卯年所納於當社也昔

文明九丁酉歲高橋兼久

按右も成字ニナアあれとも縦横何より生一と  
るを志はへからに脱漏セ一者歟抑作れる時心つり  
さりーり排列して其不成體を知るへー

右の外排列の行を變セ一者猶あるへー然れとも元來我  
國の音も盡く此行の五十字あるニ非に亦此五十字にて  
一切の音を盡れよも非に只日常の音を律する一器械  
と見るへー神世黎庶ニ授け玉ひー音圖ありといひ又梵  
王所製の音圖ありといひ尊重するハ皆其源を志らさば

よ出つ猶前の五十音釋を合考もへー

五十音韵所生原始

前にも説る如く此圖ハ西域の梵書より出たること世人亦粗曉知もといへとも動もそれハ日本古傳と稱し或五行不配もる等の説を附會もる者あり故に今少く之を辨せざるを得る古昔印度の文字は悉曇體文あり悉曇ハ成就の義にして又梵書の總名ともふれと其實ハ諸音の韻にして世に母韻と稱する者是なり其數十二所謂列<sup>ア</sup>カ<sup>イ</sup>ウ<sup>ヱ</sup>マ<sup>フ</sup>ツ<sup>サ</sup>は是なり  
別ハ四音あり然れとも字と生もる用を欠く前

より舉げ其半體の點を以て餘の三十五字に加へ諸音を生

其半體の點を摩多し稱も然まとも其中的長聲空涅槃  
 點<sup>ハ</sup>のを去り其短韻<sup>ハ</sup>マ<sup>ツ</sup>五韻我國音に協ふを以て收めて之を首に列を諸音の原とするあり  
諸音此五字は  
 呼吸の限り長呼もとも此五韻其餘の體文三十五字あり  
變せに俚に戲字と稱もる是なり

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	ク	ケ	コ
チ	ツ	テ	ト	タ	カ	ク	ケ	コ
カ	ク	ケ	コ	カ	カ	ク	ケ	コ
カ	ク	ケ	コ	カ	カ	ク	ケ	コ
カ	ク	ケ	コ	カ	カ	ク	ケ	コ
カ	ク	ケ	コ	カ	カ	ク	ケ	コ
カ	ク	ケ	コ	カ	カ	ク	ケ	コ
カ	ク	ケ	コ	カ	カ	ク	ケ	コ
カ	ク	ケ	コ	カ	カ	ク	ケ	コ

以下十字遍口聲と稱い



併せて三十五字を除去して其餘二十一摩多を加へ施し  
初章四百有八字を生を然まとも我國音四十七字は過き  
ざるを以て其清音四カサタラ及清濁中凡ハ遍口聲中の  
ハ合せて九字を採り其所生四十五音を排らへて初  
學音切を曉らざる者の爲にせしなり然れとも土地異  
して音聲殊ある上は我國の音ハ文字より製造し出た  
る者あらぬハの如きハを採り其ハを和して  
一行としハの如きハ俗音此字ハと稱を其を以て綴り  
只ハのみを存し折衷して作する者あることや次圖を見て  
曉るハ

梵字傍訓我國に無き所の字ハ皆假名同音にて付以  
止むことを得ざるは出づるなり

悉曇 體文

ア イ ウ エ オ  
カ キ ク ケ コ  
サ シ ス セ ソ  
タ チ ツ テ ト  
ナ ニ ノ  
ハ ヒ フ ヘ ホ  
ニ ニ  
ハ ハ  
ホ ホ

マ	ミ	ム	メ
ヤ	ユ	ヨ	
ラ	リ	ル	ロ
ワ	ヰ	ヱ	ヰ

上の如く全く印度古法の轉よりて我國音の有る所を存  
 したるなり其全章十有八編の如きハ沙門行智字記新釋  
 及余ハ東西古音譜ニ具モ然れとも我國の古音を律とヘ  
 きハ上文よりて足れりと以故ニ此ニ贅セス

日文略説

モ	△	ヒ
ナ	ナ	フ
ロ	ヤ	ミ
ラ	コ	ヨ
子	ト	イ

異本

文藝類纂 卷二 十九 歌部 附

ス	リ	ウ
ア	ハ	オ
セ	テ	エ
エ	フ	ニ
ホ	マ	サ

一本	異本	一本
一本		
	一本	

文藝類纂 卷二 音部

神代文字考  
卷一  
神代文字

る  
改

以上の諸體今世傳へて神代字といふ平田篤胤の神字日  
文傳を著し力めて上世所傳の文字とし古語拾遺を拆  
して臆度とし上世神字を知らざる者とし然れども其引  
證を依所中世俗間を行えれしト部家又傳ふる説神代記  
奥書  
と佛家の私説假字  
問辨とよて其餘の只諸社の傳記のみ古傳  
から  
の最信そへしといへども皆中  
世巫祝の奥書ある者のみなり伴信友の假字本末の附録  
又全く朝鮮の吏道諺文とし是なるる如し然れども吏道

諺文章體の字あるを聞かば僅に韓人書をる所の歌一首  
を擧げたり然れども吏道ハ薛聰々作れる所なはを以て  
朝鮮板明律を引て  
假字本末又へへり其古體又異文あるも料るへからし只  
其字を連書し傳るのみよて一言一語の文を成せる者傳  
へらさるを見まは假使上世の者ふりとも通用せし者な  
らさること知るへし只其字體を擧げて疑はしきを闕き  
おくのみなり

以上の二説一ハ眞の神代字とし一ハ朝鮮吏道の傳ハ  
れる者とし然れども再思をる其説一定しがし芳  
野別の一説を立つといへども是亦試といふ又過ぎす

文獻類纂  
卷一  
二十  
神代文字

自亦決をる所<sub>二</sub>非<sub>レ</sub>竊<sub>二</sub>又思ふ<sub>二</sub>是天武の朝新製の和  
 字ならん<sub>レ</sub>と日本紀天武十一年命境部連石積等更肇  
 俾造新字一部四十四卷とあるを釋日本紀又私記を引  
 きて師說此書今在圖書寮但其字體頗似梵字未詳字義  
 所<sub>レ</sub>准據乎といへる<sub>レ</sub>ハ<sub>二</sub>ウナサス<sub>一</sub>の字を拆を<sub>二</sub>似<sub>レ</sub>  
 り又一紙よりして足る<sub>レ</sub>べきを四十四卷とある<sub>レ</sub>ハ此頃の  
 卷本なり<sub>レ</sub>と雖多き<sub>二</sub>過<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>然れ<sub>レ</sub>とも其書數字連  
 合して事物の語を擧げ<sub>レ</sub>故<sub>二</sub>多く<sub>レ</sub>ふれる<sub>レ</sub>なる<sub>レ</sub>へ<sub>一</sub>さ  
 て其字頒行の令<sub>レ</sub>かけれ<sub>レ</sub>と必其字母を<sub>レ</sub>寫<sub>レ</sub>傳へ<sub>レ</sub>  
 こと<sub>レ</sub>ハ著<sub>レ</sub>然<sub>レ</sub>ま<sub>レ</sub>とも官府及都下<sub>二</sub>て<sub>レ</sub>ハ朝廷<sub>二</sub>て<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>を

れさる<sub>レ</sub>字なる<sub>レ</sub>上<sub>二</sub>其頃特<sub>二</sub>漢學を專<sub>レ</sub>とせられ<sub>レ</sub>故  
 自其原字母も散逸せ<sub>レ</sub>を諸社<sub>二</sub>ハ<sub>レ</sub>これを其ま<sub>レ</sub>く<sub>二</sub>  
 存<sub>レ</sub>社及寺お<sub>レ</sub>と<sub>二</sub>ハ<sub>レ</sub>總てのは<sub>レ</sub>ハ<sub>レ</sub>あき物  
 存<sub>レ</sub>また年経ても存<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>常あり 肥人薩人など  
 の僻地<sub>二</sub>ハ<sub>レ</sub>文筆<sub>二</sub>疎<sub>レ</sub>き者多<sub>レ</sub>けれ<sub>レ</sub>ハ<sub>レ</sub>こま<sub>レ</sub>も自<sub>レ</sub>亡<sub>レ</sub>ひ<sub>レ</sub>  
 且韓國<sub>二</sub>も傳<sub>レ</sub>へ<sub>レ</sub>なり其頃新羅神文王の世<sub>二</sub>て<sub>レ</sub>朝鮮  
<sub>二</sub>史略<sub>一</sub>  
 據<sub>レ</sub>新羅の國民<sub>二</sub>ハ<sub>レ</sub>漢字<sub>二</sub>より<sub>レ</sub>も便なるを以て自然三韓  
 傳播<sub>レ</sub>其自りて來る<sub>レ</sub>所も知ら<sub>レ</sub>ハ<sub>レ</sub>其頃有名の學者薛  
 聰の作<sub>レ</sub>る所といひ傳へ<sub>レ</sub>こと猶我國の假字を空海の  
 所造と<sub>レ</sub>片假字を吉備の眞備の創意といひ傳へ<sub>レ</sub>る  
 如<sub>レ</sub>此の如き說傳<sub>レ</sub>ハ他國<sub>二</sub>も頗多<sub>レ</sub>きことなり<sub>レ</sub>さて其

肥薩兩國

肥薩兩國は傳りて本朝書籍目錄に擧げし如く  
 二國の存して此由來も知らし諸家も只肥人書薩  
 人書とれみ題して藏め有りし者あるへ同く釋日本  
 紀ふるらト部兼方々頃の弘安正應の頃あるへ如何なりや  
 釋日本紀開題して又問假名之起當在何世哉答神功皇  
 后以前文書不傳已無所見至于應神天皇御宇遣使新羅  
 招來文人僅習文字然則自彼御時可有之答師說大藏省  
 御書中有肥人之字六七枚許先帝於御書所令寫給其字  
 皆用假字或其字不明或乃川等字明見之若以彼可爲始  
 歎此問答ハ前引師說とある私記の文より此謂ふ  
非らけ文字錯倒假字を違へし等にて明かり

音部

所の乃川の即乃イて一時的の假字と見なしる  
 なり此の如く乃川の字あるを見まし即肥人書も同物  
 として肥の國に存れるをいへばなり肥人を高麗人  
訓して百葉古傍  
 訓は從ふときハ薩人書ハ何と是其頃ハ圖書寮所傳の  
 新字も傳りしりる故に此説ありしなりへ其他諸  
 國に傳ふる神代文字ハ殊し後世に作らること論ふるに  
 天名地鎮アハナイチマツチノシヅメ其字體と見ぬののみ

レ	ル	ハ	ヒ	レ	ミ	ヨ	イ	ム	ノ	ヤ	コ	ト	チ	ロ	ラ	子	レ
レ	ユ	キ	フ	レ	ヒ	ヨ	イ	ム	ノ	ヤ	コ	ト	チ	ロ	ラ	子	レ
レ	ケ	ツ	フ	レ	シ	ノ	イ	ム	ノ	ヤ	コ	ト	チ	ロ	ラ	子	レ
レ	セ	ソ	フ	レ	シ	ノ	イ	ム	ノ	ヤ	コ	ト	チ	ロ	ラ	子	レ
レ	マ	ソ	フ	レ	シ	ノ	イ	ム	ノ	ヤ	コ	ト	チ	ロ	ラ	子	レ
レ	タ	ラ	フ	レ	シ	ノ	イ	ム	ノ	ヤ	コ	ト	チ	ロ	ラ	子	レ
レ	ハ	ク	フ	レ	シ	ノ	イ	ム	ノ	ヤ	コ	ト	チ	ロ	ラ	子	レ
レ	カ	ウ	フ	レ	シ	ノ	イ	ム	ノ	ヤ	コ	ト	チ	ロ	ラ	子	レ
レ	ク	ウ	フ	レ	シ	ノ	イ	ム	ノ	ヤ	コ	ト	チ	ロ	ラ	子	レ

文藝類纂 卷一 三二 文部

一  
 二  
 三  
 四  
 五  
 六  
 七  
 八  
 九  
 十  
 十一  
 十二  
 十三  
 十四  
 十五  
 十六  
 十七  
 十八  
 十九  
 二十

一  
 二  
 三  
 四  
 五  
 六  
 七  
 八  
 九  
 十  
 十一  
 十二  
 十三  
 十四  
 十五  
 十六  
 十七  
 十八  
 十九  
 二十

秀真 同上

一  
 二  
 三  
 四  
 五  
 六  
 七  
 八  
 九  
 十  
 十一  
 十二  
 十三  
 十四  
 十五  
 十六  
 十七  
 十八  
 十九  
 二十

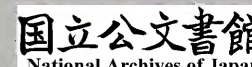
習字沿革

一  
 二  
 三  
 四  
 五  
 六  
 七  
 八  
 九  
 十  
 十一  
 十二  
 十三  
 十四  
 十五  
 十六  
 十七  
 十八  
 十九  
 二十

習字の初近來に至るまで伊呂波を用ゐる人の知る所  
 ありされど古昔の種々にて定まりしこと無かりしと見  
 えたり延喜五年の古今集の序よりふふのうさのみり  
 とのおやんはしめありあさり山のここの葉はうねえの  
 さいふれよりよきてこのふさうさいの歌の父母のやうよ

てそ手習ふ人の始もいける云々古今序ふよもつと咲  
 春へと咲や此花和哥六帖二あさり山ウけさへ見ゆり山  
 の井の浅くへ人を思ふ物り萬葉十六よ吾念其醜又作  
 り源氏物語若ままど難波津をどよはうくうつばけは  
 べらざめればかひふくなむふとあるハ其比專二歌を書  
 きて與へたり然るを宇津保物語讓又卯の花又つけと  
 うへりふ初よハをところよもあらはをんなよてもあらは  
 あめつちとらると此頃專假字を習ふ者の始とせりあり  
 其字の次序ハ源順集にあめつちの歌四十八首と藤原  
 有忠朝臣藤六ふんよめ返りふりとありて歌の首尾に  
 左の字を置きより

あめつちほしそらやまうはにねさよくもきりむるこけ  
 ひといぬうへすゑゆわさるおふせよ之のえをふれかて  
 以上天地星空山川峯谷雲霧室苔人犬上末の義ふるへけ  
 まとゆハさる以下解ハへから以且之の一つ多きハ延延の  
 音うとかもさるれと其義解ハかく且順ハ衣衣の意よて  
 よこされハ何の爲とハ解ハ難ハ但ハこれハ據りて我國  
 且且とエエの二音別あるう如くいひなせとも實ハ然らさる  
 こと下の假字音説の下よハへろろ如ハ其後ハ專伊呂波  
 をのみ用ゐること河海抄簾中抄ハ伊呂波を折して假  
 字手本と稱せりよても知らるへり





假字字音總論

上又舉けしる五十音中ヤ行のイエウ行のウの三音これ  
を排列せしる方りて必無きことを得さる音よりて支那  
字音よりこれを別けて我國の古書載をほ所凡へて之  
を分るは是他な一ヤ行のイウ行のウハ各其原音皆イウ  
を冒ふるを以てイハイウハ多て口稱はてハ實は分別  
し難きを以て我國古來これを別とさるなり 上音は惹れ  
て自其音は  
協ふ者ハ先其ヤ行の以の別ふきを舉げてこれを辨せし  
古事記上愛袁登古袁とあるハ古來より人の知る所は  
諸古書中殊は古事記日本紀萬葉集を舉ぐる者ハ其最  
古あるを以てなり是より以下の彌多く引くは堪へん

て吉男の義あるを吉ハヤ行にして愛ハ韻鏡十三轉影  
母弟一位おれハ即ア行に屬せり又同書 歌多々那米豆伊  
那佐能夜麻能とあるも楯並て射とかれる歌にて弓矢  
以て射るハヤ行の以おと説く者あれと伊ハ韻鏡第六開  
轉影母四位に屬してア行あること著し又中卷に伊斯都  
都伊母知とあるを日本紀に異志都々伊毛智と作り又  
同卷に伊波比母登富理とあるを日本紀に異波比茂等  
倍理と作る伊ハ前より一へるり如くア行のイなるを異ハ  
第八開轉喻母四位に屬せれハ以て同音よりてヤ行の音  
なり又其歌を日本紀に比苔瑳破而異離烏利苔毛比苔

文藝類纂 卷一 二十五 吹 邦 韻

璩破而枳伊離烏利苔毛とありて互に用ゐたり又日本紀  
雄略伊比志施俱彌幡夜とあり同卷姁岐豆斯麻登以符と  
紀は是亦曰ふと云へる語をア行ヤ行互に用ゐたり又萬  
葉集一射良籠荷四間伊良虞能島を同所に並へたり前  
にもいへる射も伊の音にて協へる證なり其他伊以混用  
せし例最多し但ヤ行の延ハ分別して衣は混をへからさ  
るゝ如し而してこれ亦別用せし得ハウと活用をるを以  
て阿行あること著し然れハ萬葉集二に安見兒衣多利又  
十四に衣可多岐可氣乎又五に伊麻勿愛豆之可又佛足跡  
歌に和禮波衣美須豆殊と判然とるゝ如く見ゆると二十

の卷に伊波禰布美也末古衣野由岐と活語の延に用ゐる  
るを見れば是亦混用せしこと論ふし且要も二十六開轉  
合は作れる影母第四位に屬してア行のエ字あるを五卷  
本に誤ふり十四卷十九卷十卷等皆延と通して活語に用ゐるは是衣  
延も別なき證なり字ハ殊に其別なく萬葉五に有可倍于  
可倍有知奈毗久字知那比枳其他互に用ゐると例を  
舉ぐるに違あら以上は舉げらるゝ古書の最は三部の  
書中に就きていへるのみなりそれより而下ハ日本紀竟  
宴歌天慶六年飛止爾古衣太留又多愛努那利氣理皆延と同一  
く混用ゐるは四十七字にして足れり我國古よ

和字總論

りの音なること論を待たさばへり  
我國創造の字多し其中は古より作り成せるあり近古より行そるあり又漢字より流れて我邦に傳はり後世彼より絶えざるあり又譎書より流れて一種の字をふく者あり然れは其數頗多くして盡く舉げ難し今其概をいそんは杉を古事紀に相字を用ゐ字鏡に槐須木を訓るる如きは古よりの和字なり今昔物語の拂東鑑に沈淵ハムに樓の込字下學集の鷓スエの如きは中古の製造なり崔禹錫食經の鯛同書の鰓ササ鮓ササ等の如きは字に残る者あれども其品明を

らに只我邦に遺れる此の件を倅ヒツ勻ヒツを勻ヒツと作る如きは譎書より流れて一種の字を成せるなり右の四種混淆して用ゐるを以て動もをれは古字を以て和字なりとをる者あり凡此類の字を載たる書多し和名類聚抄源順類聚名義抄菅原是善の撰ふりといへども新撰字鏡僧昌古本字鏡字鏡集伊呂波字類抄和玉篇運歩色葉抄新撰猿樂記藤明庭訓往來僧玄異制庭訓往來僧師尺素往來一條兼良新撰類聚往來僧丹下學集節用集宗二本以上易林本の書中載せる所最多し他日蒐輯して一書を成さんと欲故に此を載せし

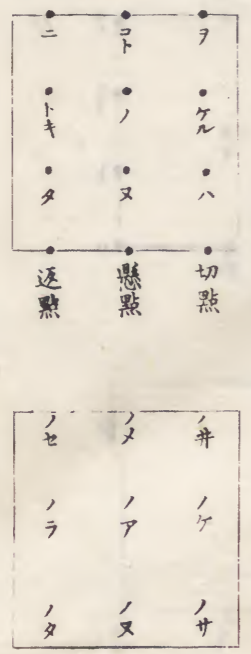
附録 點圖

方今字を反倒して讀むこと其始詳ふらば或ハ王仁經文  
を教ふる又毎字和訓を施して其意を通せといひ或ハ  
吉備眞備創意して和語を漢字ニ附し顛倒して義を通せ  
しめしといへとも何れも古書ニ確證ナシ畢竟文字を倒  
置して翻譯をふし者ふして近來俗儒の和語を解せし言  
の自他を辨せざる者の訓點と稱するハ漢語ニ非キ國語  
ニ非キして一種鳩舌支離の訛語といふへしこれを讀  
て文意を解せり如しといへともこれを和字ニ譯をれ  
ハ遠西各國の和文を解する者よりも拙なくして語を成  
さる者往々よして親る所なり我國古來訓點の嚴し

て其文意を害せさらんことを欲せし跡諸書ニ諸家點圖  
の存せるあり今これを舉げて和讀の苟もそへからざる  
を示さん猶點圖部類ありて群書類從卷四百九十五ニ收  
む故よら、其略を舉ぐ

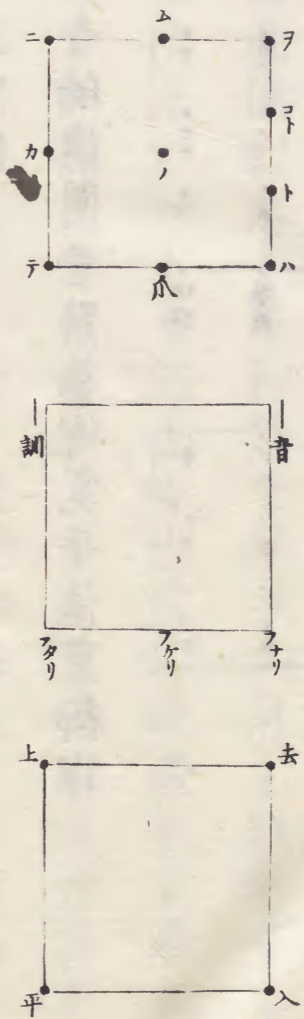
點圖

仁和寺所傳圓堂點相傳寬平法皇御作



寛仁元年十二月廿四日中右記ニ今日未刻許有御書始事

以式部大輔正家朝臣爲侍讀以左少辨敦宗爲尚復其儀如式云々



件三點圖正家朝臣御書始所注進也以白色紙小作草子書付之無表紙まゝ東宮御書始部類記曰後深草院御記永仁二年六月廿五日此日皇太子御讀書始也云々  
點圖角筆等

此兩物學士資宗所調進也點圖白色紙書之料紙三張也

一本中の  
とイ又作  
下のテを  
又作上の  
ニとマカ  
とノ又作

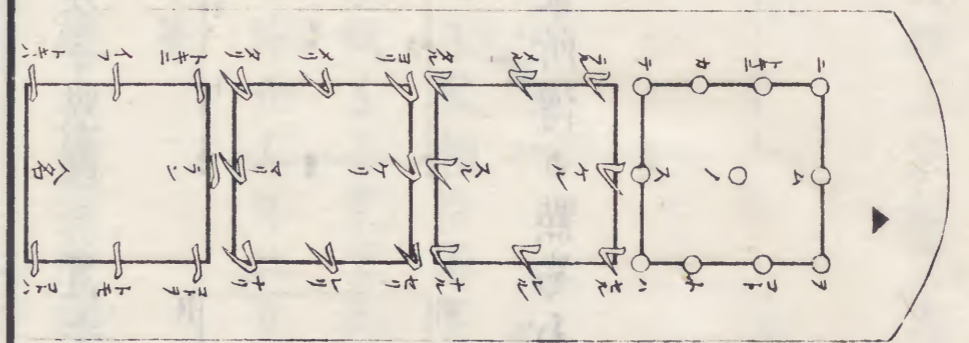
一枚左方點圖三置之草紙寸法高弘各五寸角筆長寸六



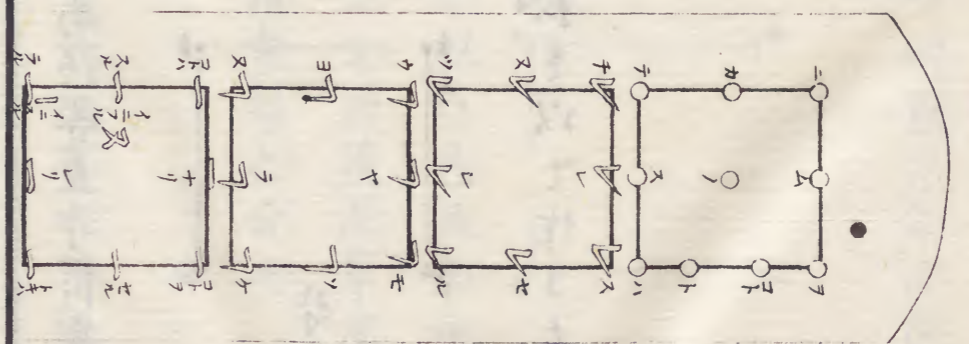
此分各方寸也

又余り家所傳の點笏あり全體水松イナギを以て作る左の如し

紀傳史記前漢後漢文選等用之



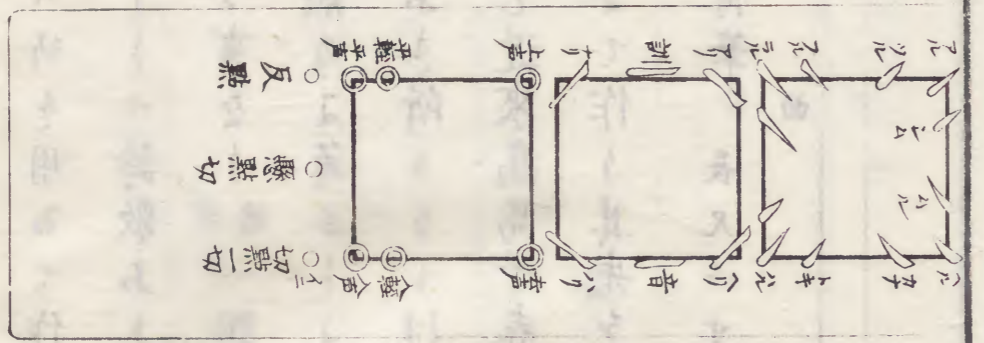
經尚書毛詩周易春秋周禮禮記論語孝經孟子



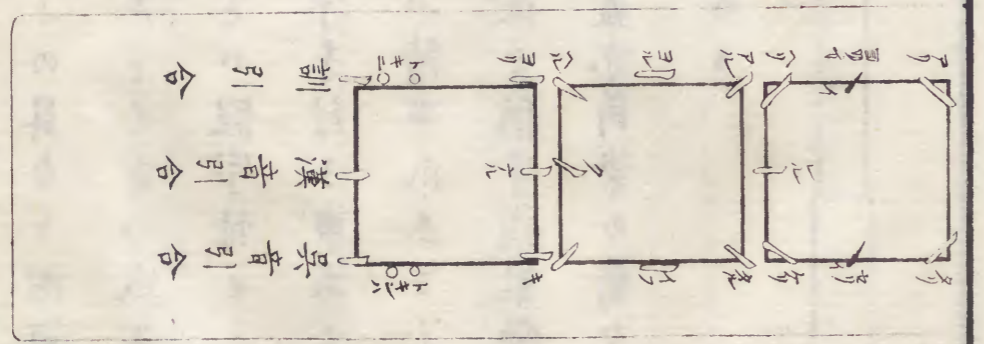
長々填中 九寸九分五厘 瑞 九寸六分八厘

甲 七才 木

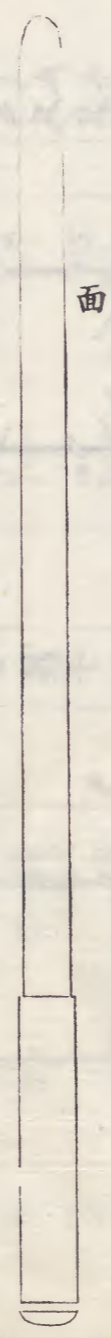
丁 丁瓜木寸 上下夕



老子莊子荀子揚子文中子等用之

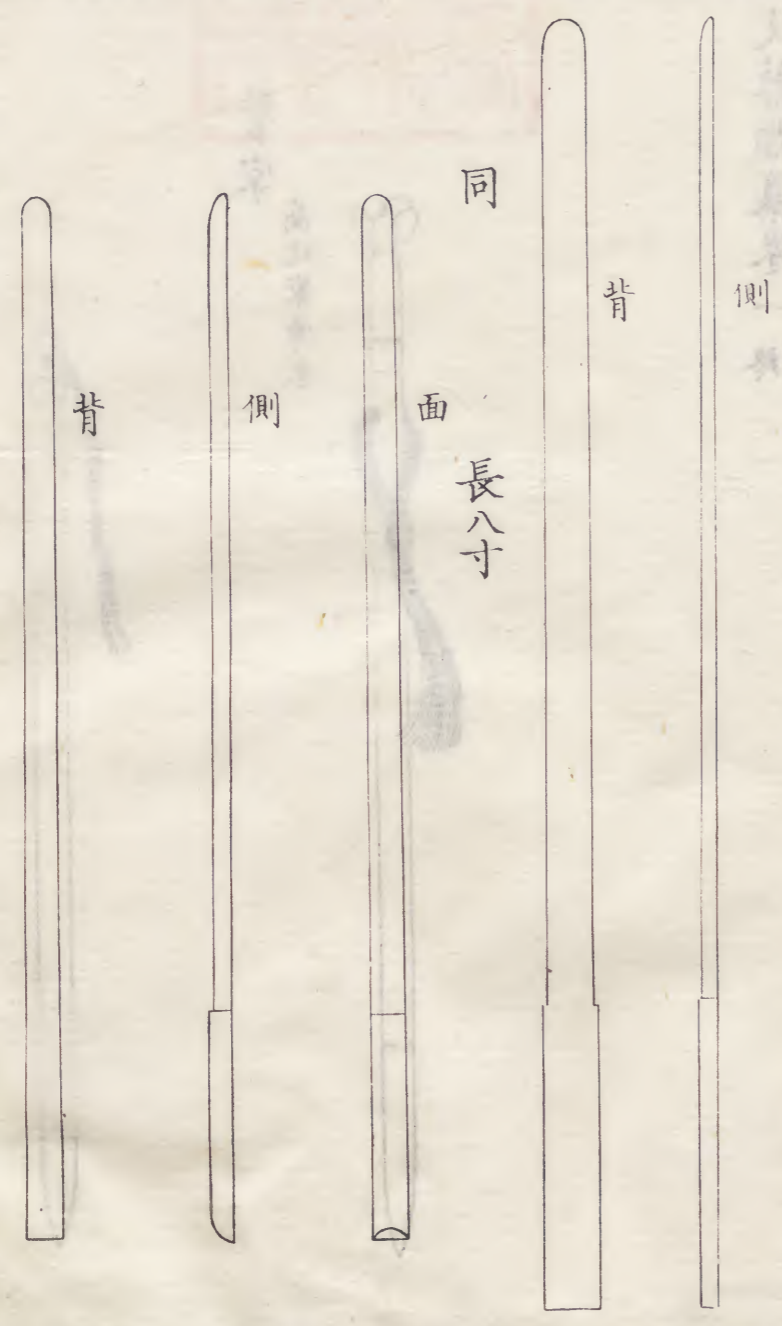


又角筆ハ竹を用ゐて作る爪志る一の具なり河海抄  
 爪志る一の詩歌ふとも合點せんとしてまつ爪にて志る  
 一を付る事なり略中一説云角筆とい假字付せんことを  
 憚て無點の角志るとして白く假字を付る事ありなり然  
 れハ點あき所々をいほまはら々小讀事爪志る一の有や  
 うふりと近來高島千春古圖類從猶字指數種を載せ  
 牙角等にて作り其先を尖らむ蓋亦角筆の屬なり一



角筆 長尺二寸 竹にて作る

面



同 長八寸

背

側

面

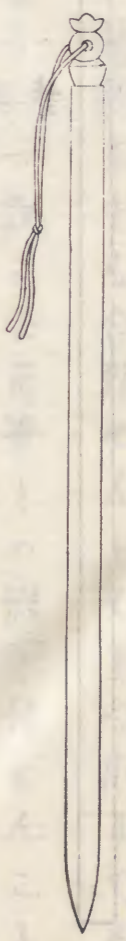
側

背

文藝類纂卷一終

部

管家字指



管家

高辻家傳來



文藝類纂卷一終

川六年三月廿日



